

議案第 3 2 号

大野市放課後子ども教室推進事業実施要綱及び大野市放課後児童クラブ事業実施要綱の一部改正案

令和 5 年 3 月 2 7 日 提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

長期休業期間における放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携事業の実施及び保護者負担金の改定に伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成19年教育委員会告示第2号）及び大野市放課後児童クラブ事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月 日

大野市教育委員会

（大野市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部改正）

第1条 大野市放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成19年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（実施日及び時間）</p> <p>第5条 事業の実施日及び時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 実施日 <u>毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）は除く。</u></p> <p>(2) 実施時間 <u>授業終了後から午後6時までとする。ただし、大野市立学校管理規則（昭和32年教委規則第7号）第20条の2第1号から第4</u></p>	<p>（実施日及び時間）</p> <p>第5条 事業の実施日及び時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 実施日 <u>毎週月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び大野市立学校管理規則（昭和32年教委規則第7号）第20条の2に規定する休業日を除く。）</u></p> <p>(2) 実施時間 <u>授業終了後から午後6時00分まで</u></p>

号までに掲げる休業日（以下「長期休業期間」という。）は、午前8時から午後6時までとする。

2 略

（帳簿等）

第7条 教育委員会は、事業への参加状況を明らかにするため、次の帳簿等を備えるものとする。

(1) 児童参加名簿（様式第1号）

(2) 略

（長期休業期間中の利用申請等）

第8条 長期休業期間中に利用を希望する児童の保護者は、事前に放課後子ども教室長期休業期間利用申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

（保護者負担金等）

第9条 保護者は、放課後子ども教室の利用に当たり、保護者負担金を負担するものとする。

2 前項に規定する負担金の額は、次の各号に掲げる利用日の区分に応じ、児童1人につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 長期休業期間中の日 1日の利用につき300円

(2) 前号に掲げる日以外の日 0円

3 前項の規定にかかわらず、利用児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合の負担金の額は、前項に規定

2 略

（帳簿等）

第7条 教育委員会は、事業への参加状況を明らかにするため、次の帳簿等を備えるものとする。

(1) 児童参加名簿（別記様式）

(2) 略

する額から児童1人につき1月当たり
3,600円を減じた額とする。この
場合において、当該減じた後の額が0
円以下となるときは、負担金の額は0
円とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第1
44号）第6条第2項に規定する要
保護者

(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律
第238号）第4条に規定する児童
扶養手当の支給を受けている者

(3) 大野市母子家庭等医療費の助成に
関する条例（昭和53年条例第19
号）第3条に規定する助成対象者

(4) 事業を実施しようとする月の属す
る年度（当該月が4月から11月の
間にある場合にあっては、当該年度
の前年度）の市町村民税が非課税で
ある世帯に属する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、特別な
事情により教育委員会が必要と認め
る者

4 市長は、前項に規定する負担金の減
額又は減額の解除を決定したときは、
放課後子ども教室保護者負担金減額
（解除）決定通知書（様式第3号）に
より保護者に通知するものとする。

5 前項の減額の決定を受けた保護者
（以下「特定保護者」という。）は、
前項に規定する要件のいずれかに該当
しなくなったときは、速やかに市長に

<p><u>申し出なければならない。</u></p> <p><u>6 市長は、特定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3項に規定する減額の解除を決定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 特定保護者が偽りその他不正な手段により減額の決定を受けたと判明したとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、減額の決定が適当でないと認めたとき。</u></p> <p><u>7 利用児童の保護者は、前各項に規定する保護者負担金のほか、放課後子ども教室において行う活動の内容により、活動に係る実費を負担するものとする。この場合において、市は、あらかじめ保護者に対して活動の内容及び負担する実費の額について書面にて説明を行い、保護者の同意を得るものとする。</u></p> <p><u>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p><u>第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u></p>
--	---

別記様式を様式第1号に改める。

様式第2号及び様式第3号を別紙のように加える。

(大野市放課後児童クラブ事業実施要綱の一部改正)

第2条 大野市放課後児童クラブ事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(開設日、開設時間及び開設場所)

第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開設日、開設時間及び開設場所を変更することができる。

(加入手続き等)

第9条 (略)

(保護者負担金等)

第10条 保護者は、児童クラブの利用に当たり、保護者負担金を負担するものとする。

2 前項に規定する負担金の額は、次の各号に掲げる利用日の区分に応じ、児童1人につき当該各号に定める額とする。

(1) 土曜日及び振替日(次号に該当する日を除く) 1日の利用につき200円

(2) 長期休業期間中の日 1日の利用につき300円

(3) 前2号に掲げる日以外の日 0円

3 前項の規定にかかわらず、利用児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合の負担金の額は、前項に規定する額から児童1人につき1月当たり3,600円を減じた額とする。この場合において、当該減じた後の額が0

(開設日、開設時間及び開設場所)

第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開設日及び開設時間を変更することができる。

(加入手続き等)

第11条 (略)

(利用料等)

第9条 児童クラブ事業の利用料は、無料とする。ただし、土曜日、長期休業期間及び振替日における利用については、利用児童の保護者から1日200円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条に規定する受給資格者が属する世帯(以下「児童扶養手当受給世帯」という。)の児童又は大野市母子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和5

円以下となるときは、負担金の額は0円とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する児童扶養手当の支給を受けている者
- (3) 大野市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第19号）第3条に規定する助成対象者
- (4) 児童クラブ事業を実施しようとする月の属する年度（当該月が4月から11月の間にある場合にあつては、当該年度の前年度）の市町村民税が非課税である世帯に属する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特別な事情により教育委員会が必要と認める者

4 市長は、前項に規定する負担金の減額又は減額の解除を決定したときは、放課後児童クラブ保護者負担金減額（解除）決定通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。

5 前項の減額の決定を受けた保護者（以下「特定保護者」という。）は、前項に規定する要件のいずれかに該当

3年条例第19号）第3条に規定する助成対象者が属する世帯（以下「母子家庭等医療費助成世帯」という。）の児童の保護者からは、児童1人につき1月当たり2,500円を超える分を徴収するものとする。

<p><u>しなくなったときは、速やかに市長に申し出なければならない。</u></p> <p><u>6 市長は、特定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3項に規定する減額の解除を決定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。</u></p> <p><u>(2) 特定保護者が偽りその他不正な手段により減額の決定を受けたと判明したとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、減額の決定が適当でないと認めたとき。</u></p> <p><u>7 利用児童の保護者は、前各項に規定する保護者負担金のほか、児童クラブにおいて行う活動の内容により、活動に係る実費を負担するものとする。この場合において、市は、あらかじめ保護者に対して活動の内容及び負担する実費の額について書面にて説明を行い、保護者の同意を得るものとする。</u></p> <p>(通常の事業の実施地域)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p><u>3 前2項に規定する利用料のほか、児童クラブにおいて行う活動の内容により、活動に係る実費を利用児童の保護者から徴収する。この場合、あらかじめ保護者に対して活動の内容及び徴収する実費の額について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。</u></p> <p>(通常の事業の実施地域)</p> <p>第10条 (略)</p>
---	---

様式第1号を別紙のように改める。

様式第2号から第4号中「第11条」を「第9条」に改める。

様式第5号を別紙のように加える。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の大野市放課後子ども教室推進事業実施要綱及び第2条の規定による改正後の大野市放課後児童クラブ事業実施要綱第10条第2項第2号の規定は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

児童参加名簿

利 用 日	年 月 日 ()	学 校 名	
-------	-----------	-------	--

番 号	名 前	学年	来た時間	帰った時間	帰る方法	地区
1			:	:		
2			:	:		
3			:	:		
4			:	:		
5			:	:		
6			:	:		
7			:	:		
8			:	:		
9			:	:		
10			:	:		
11			:	:		
12			:	:		
13			:	:		
14			:	:		
15			:	:		
16			:	:		
17			:	:		
18			:	:		
19			:	:		
20			:	:		

様式第2号(第8条関係)

放課後子ども教室長期休業期間利用申請書

年 月 日

大野市教育委員会 様

保護者住所 大野市

氏名

電話

下記のとおり、長期休業期間の利用を申請します。

児童	ふりがな		生年月日	性別
	氏名		年 月 日	
	学校名	小学校 年 組		
登録している子ども教室		<input type="checkbox"/> 乾側 <input type="checkbox"/> 小山 <input type="checkbox"/> 上庄 <input type="checkbox"/> 富田 <input type="checkbox"/> 阪谷		
児童扶養手当受給世帯又は母子家庭等医療費助成世帯		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない ※該当する場合は、証書又は受給資格者証のコピーを添付してください。		
利用希望期間 (希望に○をつけてください。)		春休み(4月)・夏休み・冬休み・春休み(3月)		
利用しない日(利用を希望しない日があればご記入ください。)				
利用時間(塾、習い事などで早退する場合はご記入ください。)				
同意事項 市が保護者負担金減免の判定のために必要な世帯の情報を閲覧することに同意しますか。 <input type="checkbox"/> 同意する (同意する場合は□に✓を入れてください。)				
備考				

放課後子ども教室保護者負担金減額（解除）決定通知書

年 月 日

様

大野市長

放課後子ども教室保護者負担金について、次のとおり決定しましたので通知します。

児童名 生年月日	年 月 日	学年	
登録している 放課後子ども教室	<input type="checkbox"/> 乾側 <input type="checkbox"/> 小山 <input type="checkbox"/> 上庄 <input type="checkbox"/> 富田 <input type="checkbox"/> 阪谷		
決定内容	月3,600円を減額する／減額を解除する		
減額の期間	自 年 月 日～至 年 月 日		
減額の事由			
備考	減額要件に該当しなくなった場合は、速やかにその旨を市に申し出てください。		

児童クラブ加入申込書

大野市教育委員会 様

年 月 日

現住所	〒
保護者氏名	
連絡先	
児童との続柄	

①児童の状況

加入申込児童	氏名			生年月日		性別	
				年 月 日		男・女	
	出身保育園等(新一年生のみ)		学校名	学年	組	担任名	
	加入を希望するクラブ		加入希望日		土曜日利用希望の有無	利用期間	
	クラブ		年 月 日		あり・なし	学校がある期間・ 長期休業期間	
緊急連絡先	児童との続柄	連絡先	電話番号		保護者負担金の減額の事由		
	①	携帯電話・ 勤務先・その他					
	②	携帯電話・ 勤務先・その他					
	③	携帯電話・ 勤務先・その他			生活保護世帯 児童扶養手当受給世帯 母子家庭等医療費助成世帯 市町村民税非課税世帯		
健康上 気がかりな点	障がい アレルギー アトピー ぜんそく その他			具体的な内容			
	かかりつけ医院						

②世帯の状況

対象児童 以外の 世帯員	氏名	続柄	生年月日	勤務先/ 通勤・通学先	加入を必要と する理由	対象児童 以外の 世帯員	氏名	続柄	生年月日	勤務先/ 通勤・通学先	加入を必要と する理由
				年 月 日							年 月 日
			年 月 日						年 月 日		
			年 月 日						年 月 日		
			年 月 日						年 月 日		

③祖父母の状況

続柄	氏名	生年月日	児童との同・別居(別居の住所)	加入を必要とする理由	勤務先
父 方	祖父		年 月 日 同・別 ()		
	祖母		年 月 日 同・別 ()		
母 方	祖父		年 月 日 同・別 ()		
	祖母		年 月 日 同・別 ()		

同意事項(1)	市が放課後児童クラブ加入決定、保護者負担金減免の判定のために必要な世帯の情報を閲覧することに同意しますか。	<input type="checkbox"/> 同意する
同意事項(2)	放課後児童クラブにおける適切な指導のため、市と放課後児童クラブが、子どもが卒園した(する)保育所等の関係機関から、子どもの情報を得ることに同意しますか。また、市と放課後児童クラブ、学校が連携して児童の健全育成にあたるため、子どもや家族の情報を相互に提供しあうことに同意しますか。	<input type="checkbox"/> 同意する
同意事項(3)	記載事項に虚偽があるまたは、実態と異なる場合は、加入取り消しになることに同意しますか。また、面接結果によっては加入できない場合があることに同意しますか。	<input type="checkbox"/> 同意する

様式第2号（第9条関係）

児童クラブ加入決定通知書

年 月 日

様

大野市教育委員会

年 月 日付けで申込みのあった児童クラブ加入について、
次のとおり決定しましたので通知します。

児童名 生年月日	年 月 日	学年	年度 第 号
		登録 番号	
加入児童 クラブ名	クラブ		
加入期間	自 年 月 日～至 年 月 日		
備考			

様式第3号（第9条関係）

課長	課員	館(所)長	指導職員

児童クラブ辞退届			
年 月 日			
大野市教育委員会 様			
下記の理由により児童クラブを辞退したいので、届け出ます。			
保 護 者	住所	大野市	
	氏名		
児童名 生年月日	年 月 日	登録番号	年度 第 号
辞退年月日	年 月 日		
辞退の理由			
今までの加入児童ク ラブ名			
備考			

様式第4号(第9条関係)

児童クラブ長期休業期間利用申請書

年 月 日

大野市教育委員会 様

保護者住所 大野市

氏名

電話

下記のとおり、長期休業期間の利用を申請します。

児童	ふりがな		生年月日	性別
	氏名		年 月 日	
	学校名	小学校	年 組	担任名
加入(希望)のクラブ名	クラブ	登録番号	年度	第 号
児童扶養手当受給世帯又は母子家庭等医療費助成世帯	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない ※該当する場合は、証書又は受給資格者証のコピーを添付してください。			
利用希望期間 (希望に○をつけてください。)	春休み(4月)・夏休み・冬休み・春休み(3月)			
利用希望日(希望があればご記入ください。)				
利用時間(希望があればご記入ください。)				
備考				

放課後児童クラブ保護者負担金減額（解除）決定通知書

年 月 日

様

大野市長

放課後児童クラブ保護者負担金について、次のとおり決定しましたので通知します。

児童名 生年月日	年 月 日	学年	
加入児童 クラブ名	クラブ		
決定内容	月 3, 600 円を減額する / 減額を解除する		
減額の期間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日		
減額の事由			
備考	減額要件に該当しなくなった場合は、速やかにその旨を市に申し出てください。		